[輸送·通信等関係]

災害時用臨時ヘリポート一覧

ヘリポート名	所 在 地	管 理 者	電話番号	幅 × 長 さ	備考
市立市民球場	和気町四丁目 5 1	教育委員会 生涯学習推進室	0725 45 0525	106 × 107 m	
光明池緑地運 動 広 場	光明台三丁目36 1	"	0725 56 2400	160× 98m	
陸 上 自 衛 隊 信太山演習場	小野町他	陸 上 自 衛 隊 信太山駐屯地 司令	0725 41 0090		

災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。

〔必要最小限度の地積〕

大型ヘリコプター · · · 100m四方の地積

中型ヘリコプター · · · 50m四方の地積

小型へリコプター · · · 30m四方の地積

- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合

水利、水源に近いこと。

複数の駐機が可能なこと。

補給基地が設けられること。

気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例:発煙筒)をとること。
- 2 着陸点にはHを表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

非常通信経路

	70	_	4	Α	1.1K 和	和泉警察署	_	府警本部	隣	府	庁
	和 泉 市	ф		(警	「備課警備係)		(通信指令室)		(危機管	建室)	
	総	務	部	В	1.8K F	市消防本部		大阪市消防局		府	庁
	総務		ь	(ji	通信指令室)	_	(指令室)		(危機管	理室)	
	総務防災係		С	0.7K J F	R和泉府中駅		JR京橋駅	1.4K	府	庁	
		(10)			(駅長室)		(駅長室)		(危機管]理室)	

総合信頼度「A級」とは、経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

" 「B級」とは、経路中に、いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

記 号

 無	線	X	間	有	線	X	間
 使	送	X	間				

市保有車車種別台数内訳

	車	種		台数	
軽	貨		物	57台	
軽	乗		用	6台	
原			付	10台	
小	型	貨	物	22台	
小	型	乗	用	9台	
軽	トラ	ツ	ク	5台	
普	通	貨	物	3台(2 t ダンプ 3台)	
普	通	乗	叩	2台	
普	通	乗	用	7台	
普	通	特	殊	4台 (内 パッカー車4 t 1台、自動車文庫1台、身障者用リフト付2台)	
総			計	125台 (内 2 t ダンプ 3 台、パッカー車 4 t 1 台、自動車文庫 1 台、身障者 リフト付 2 台)	f用

緊急通行車両事前届出書及び届出済証、緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

1 緊急通行車両確認事前届出書

											(表)
				緊急道	通行車両	事前届出書		() 第	É	号
										年	月	日
大阪府	可公安委	} 員:	会 展	Λ Z		申請者住	所					
						電)	話)					
						<u>氏</u>						
				指定行政機関						地方行		機関
13 -7 1		等		地方公共団体(朝を含む)		4	指定	公共權	機関	
の名	称	等		指定地方公共機 称((美))
				™(警報の発令	2	消防等の応急	5 措置		3 :	救難求	かける	
가나 2 5 4				児童等の教育	5	施設等の応急				保健復		,
業務の	の 内	容	7	社会秩序の維持	8	緊急通行の研	准保		9	災害の	の防御	即等
			10 -	その他()
車両の用	`											
輸送を行												
あっては 員又は品												
大阪府以		; ;;										
害応急対				滋賀県・京	京都府	・兵庫県	・奈良	県・	和	歌 山	県	
る活動計	画の策	定	有									無
の有無及 動地域	びその	活		その他の都道	府県 ()	
車両の	住	所						()	局	番
使用者	氏	名										
番号票に	まませ	h										
古いる番		16										
出	発 均	ь										

注:この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

2 緊急通行車両事前届出済証

(裏))第 年 月 日 緊急通行車両事前届出済証 大阪府公安委員会 注意事項 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示し て所要の手続きを受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警 察署等で手続きを受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損 した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前 届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

3 緊急通行車両確認申請書

	緊急通行車両確認申請書											
+1% 広	± fr⊓ ===	EΛ								年	月	日
大阪府 大阪府		殿 委昌 <i>会</i>	:									
7(1)2/1:	142.	× × 2	•		申記	青者住	所					
						(電	話)					
						氏	名					
		1	指定行政					2	指定	[地方	行政	機関
行政機関	等の行	-	地方公共[(関を含	む)	4	指定	E公共	機関	
称等		5	指定地方包	公共機関	目							
		名	称(>业 17+ 44-	<u>~ </u>	1++ 			+++ n+)
		1 4	警報の発生		2 5	消防等 施設等			3 6		救助	-
業務の内	容	7	元里寺の名		_	肥政寺 緊急通			9		鬱衛生 の防	
		10	その他(リンが圧」寸	0	杂心四	リリマンル氏	I	9	火芒	107 ₁₀) (
番号票に	表示:		(()									
れている		-										
車両の用		īZ										
単画の用急輸送を												
高にあっ												
輸送人員												
名)												
半週の	È F	沂						()	局	番
使用者	£ 1	当										
通行	日時											
通行	経 路		出	発		地	目		的		地	ļ
備	考											

4 緊急通行車両確認証明書

第	号			年	月	日
			緊急通行車両確認証明書			
			大 阪 府 知 事 大阪府公安委員会			
番号欄に れている		_				
車両の月 急輸送る 両にある 輸送人員 名)	を行 o て	う車 は、				
使用者	住	所	()	F	=	番
	氏	名				
通 行	日	時				
通行	経	路				
備		考				

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 緊急通行車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。